

青色申告

一般社団法人

蒲田青色申告会

大田区蒲田5丁目 43 番7号ロイヤルハイツ蒲田 307号

TEL. 03(3732)1310 FAX. 03(3732)1381

http://www.kamata-aoiro.or.jp



蒲田税務署長 稲木 均

着任のごあいさつ

残暑の候、一般社団法人蒲田青色申告会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のことと心からお慶び申し上げます。

この度の定期人事異動により、税務大学校東京研修所から転任してまいりました稲木でございます。前任の黒滝署長同様、御支援を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

江川会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、税務行政の円滑な執行に対しまして、日頃から深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会におかれましては、記帳・決算指導会のほか、各種講習会や広報活動など幅広い事業活動を永年にわたり精力的に実施され、申告納税制度の根幹である青色申告制度の普及・育成、納税道義の高揚、適正申告の推進やe-Taxの利用促進などに大きく貢献されています。

また、確定申告会場の「青色コーナー」では、来場者への青色申告制度や記帳の仕方の説明など、細やかで懇切丁寧な御指導をいたしております。

こうした皆様方の御尽力と熱意ある活動に對しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げます。

さて、昨今の新型コロナウイルス感染拡大などに

よる経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、国税当局は、昨年、「税務行政の将来像2.0」を公表し、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会というビジョンに向け、様々なデジタル化の取組を進めております。

これらの取組には、e-Taxの更なる普及と添付書類を含む全ての書類の電子化、キャッシュレス納付の利用促進、さらに、マイナンバーカードの普及拡大が必要不可欠となっております。貴会におかれましては、引き続き、各種手続のデジタル化促進に向けた御支援・御協力をお願いいたします。

次に、令和5年10月から開始するインボイス制度についてですが、制度開始時からインボイスを発行する場合は令和5年3月31日であるものの、取引先への連絡や課税事業者を選択するか否かの判断、御自身の交付書類の準備なども必要となります。特に期限間際は登録に時間を要することも想定されますので、可能な限りお早めに手続きを行っていただきますようお願いいたします。

私ども税務署といたしましては、貴会の皆様方と連携しながら各種施策を押し進め、申告水準の更なる向上に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政への一層の御支援・御協力について、よろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人蒲田青色申告会の益々の御発展、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

蒲田税務署
担当の方々のご紹介



山本副署長
〔趣味〕ゴルフ
〔マツセイジ〕蒲田税務署2

年目となりました。蒲田青色申告会の皆様方には、日頃から税務行政に対し、深い御理解と多大なる御支援を賜り、誠にありがとうございます。本年も貴会との連携、協調を維持し、できる限りの協力をさせていただきます。貴会におかれましてもインボイス制度など各種制度の周知広報に御協力いただきますようお願いいたします。



鈴木個人課税第1統括官
〔趣味〕食べ歩き
〔マツセイジ〕この度の異動

で鶴見税務署から着任いたしました。本年は青色申告の普及・拡大並びにe-Taxの利用推進に加え、消費税のインボイス制度への対応がござります。蒲田青色申告会の皆様におかれましては、早めかつe-Taxによる登録申請にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。



長谷川指導上席
〔趣味〕子の夕飯準備
〔マツセイジ〕蒲田税務署指

導担当3年目となりました。本年も、蒲田青色申告会の皆様と、青色申告の普及、税の啓蒙活動などに取り組んでまいりたいと思います。インボイスなど税法改正の周知等にもご協力をお願いいたします。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の可否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

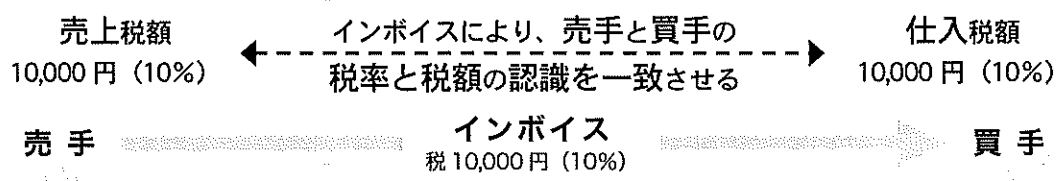
(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

- ① 国税庁「インボイス制度特設サイト」
インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。
- ② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」
免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

① 国税庁
ホームページへ

② 公正取引委員会
ホームページへ

インボイス制度の概要 令和5年10月1日～



- 買手の求めに応じインボイスを交付
 - ※ 事前にインボイス発行事業者の登録が必要
 - ※ 課税事業者のみ発行が可能
- インボイスを保存して仕入税額控除を適用

インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です

特に消費税の免税事業者の方は、この「チェックシート」や令和4年8月号 (No.807) の2・3ページを参照に、インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかをご自身で判断してください。なお、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」には、より詳しい情報やオンライン説明会等が掲載されております。また、一般的な質問や相談が受けられる「軽減・インボイスコールセンター」もあります。

軽減・インボイスコールセンター

TEL 0120-205-553

受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)

インボイス制度特設サイト



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（登録編）

まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から・・・

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴方が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合（80%・50%）を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります（簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます）。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合（80%・50%）が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴方からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）

次に売手としての準備に取りかかりましょう

□ 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

□ 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1」のインボイス当たり税率ごとに1回、端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴方は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。

□ 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴方と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴方も準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

□ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です）

□ 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）

その次に買手としての準備に取りかかりましょう

□ 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

□ 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

□ 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

□ 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

□ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です）

小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)

★国の融資制度「マル経融資」をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の無担保・保証人不要（信用保証協会の保証も不要）の融資制度です。

【限度額】 2,000万円

【利率】 1.21% (2022年8月1日現在)

【融資対象】

- ・従業員20人以下（宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業5人以下）の法人・個人

【使 途】 事業資金（運転・設備資金）

【返済期間】 運転7年以内・設備10年以内

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

※大田区より当初3年間、支払利息の40%が補助されます。

※一定の要件を満たす設備資金については上記金利より当初2年間0.5%引下げとなります。

※この融資限度額及び返済期間の取扱いは、2023年3月31日、日本政策金融公庫受付分までとなります。

※会員非会員問わずご利用いただけます。

★ご相談・お申し込みは、東京商工会議所 大田支部 まで

TEL 03 (3734) 1621 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザ5階

経営上でお悩みの時
窓口専門相談をご利用ください

- ・法律相談・税務相談・労務相談
《予約制・無料》

※本相談は経営に関する相談に限定しております。

都税だより

☆9月は、固定資産税・都市計画税
第2期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、9月30日(金)までにお納めください。

固定資産税・都市計画税(23区内)は、金融機関・郵便局のペイジー対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング及びATMのほか、パソコンやスマートフォン等からクレジットカードでも納付できます。さらに、スマートフォン決済アプリでも納付できますので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先 大田都税事務所

電話 03(3733)2411(代表)

事務局より

◎簡易帳簿の価格改定について

製造元の日本ノート株式会社より、値上げの通知を受け、当会では、左記のとおり改定いたしますので、ご了承ください。

令和4年9月1日より、簡易帳簿の価格を改定いたします。

アオ1 現金出納帳	1,200円 ↑ 1,100円
アオ2 売掛帳	1,200円 ↑ 1,100円
アオ3 買掛帳	1,200円 ↑ 1,100円
アオ4 経費帳	1,200円 ↑ 1,100円
アオ5 固定資産台帳	990円 ↑ 900円

※ 不動産用帳簿につきましては、今回、価格改定はありません。

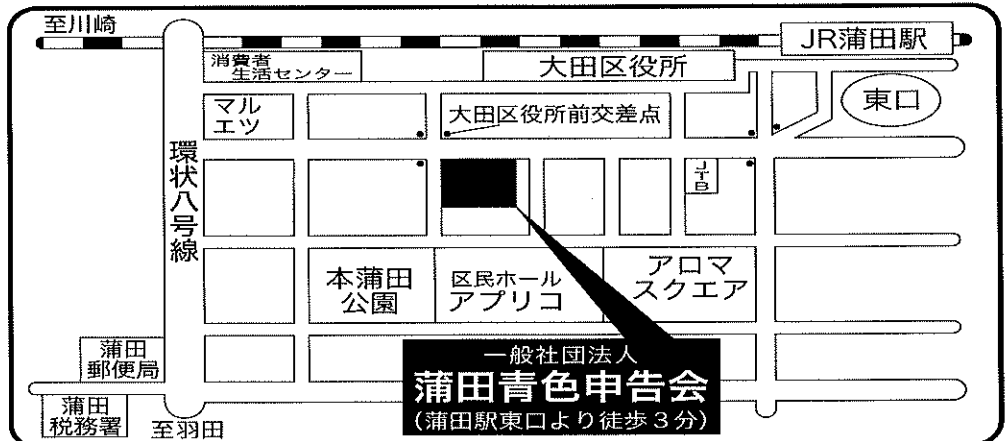
なお、簡易帳簿をお求めの際は、お釣りのないようにご用意ください。

一般社団法人

蒲田青色申告会

入会金 2,000円
会費 年額24,000円
(月額2,000円)

〒144-0052 大田区蒲田5-43-7ロイヤルハイツ蒲田307号 TEL 03 (3732) 1310 FAX 03 (3732) 1381



青色共済会費の口座振替をご利用の方へ

9月26日(月)に令和4年11月より令和5年1月分が引落しされます。

なお、通帳印字をもって領収とさせていただきます。そのため「領収書」は発行いたしません。